

清川村財政計画

(令和5年度見直し版)



清川村マスコットキャラクター『きよりゆん』

令和6年3月
清川村政策推進課

目 次

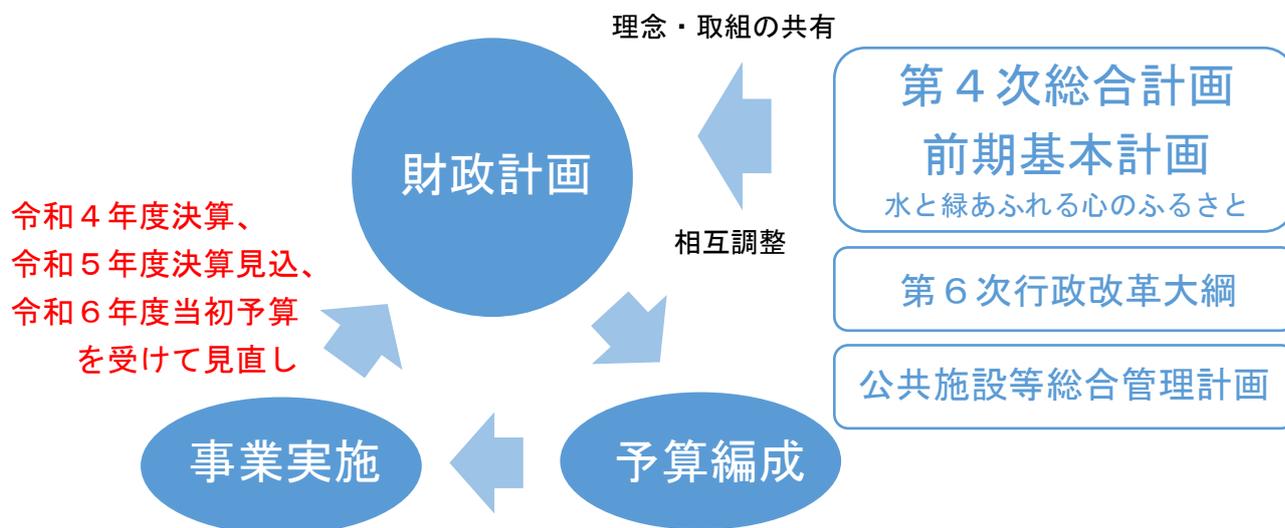
1	財政計画見直しの目的	1
2	見直しの内容	2
3	今後の財政見直しにおける大規模施設など整備事業	3
4-①	今後の財政見直し（平成31年度当初計画時）	4
4-②	今後の財政見直し（令和5年度見直し）	5
5	財政見直しにおける分析と課題	6
6	目標達成に向けた取り組み	8

1 財政計画見直しの目的

本村では、平成 31 年度 4 月にスタートした第 3 次総合計画後期基本計画の実施における財源の参考とするとともに、歳入の予測や歳出の見通しを長期的な視点から示し、計画的な財政運営と持続可能な財政基盤の確立を目的として、平成 31 年度から令和 10 年度までの 10 年間の計画期間とした清川村財政計画を策定し、自主財源の確保、経常的経費の縮減といった財政の弾力性の確保と村債の適正な活用、基金の適正な運用といった財政運営の安定性・継続性の維持に取り組んでいます。

本計画における財政見直しは、策定時点における一定の条件の下で推計したものであり、税制改正や社会情勢の変化等に伴い必要に応じ、また、第 3 次総合計画後期基本計画の最終年度である令和 5 年度において、将来に影響する要素を可能な範囲で反映し、見直しを行うものと規定しており、第 4 次総合計画前期基本計画の実施を踏まえ、この機に見直しを行うものです。

【総合計画と財政計画の関係】



● 見直しの対象期間

現行財政計画の計画期間である平成 31 年度から令和 10 年度の 10 年間のうち、令和 6 年度から同 10 年度までの 5 年間の計画を見直すものとします。

計画名	H31	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R10
総合計画	第 3 次総合計画後期基本計画					第 4 次総合計画前期基本計画				
財政計画	財 政 計 画					見 直 し				

2 見直しの内容

現行財政計画では、平成31年度からの10年間は、一般会計の歳入及び歳出において25億円前後の見通しを立てておりましたが、令和6年度当初予算額は25億8,420万円で総額はほぼ同規模で推移しています。

【計画期間における前期5年間の財政状況の推移と現時点の主な特徴】

● 歳 入

村税は、国有資産等所在市町村交付金が全体の7割以上占める特有の構造から、コロナ禍の影響は限定的なものでしたが、ダム施設の減価償却により毎年1,700万円程度が減額しており、現行財政計画の見込みと大きな差異はありません。

地方交付税は、コロナ禍において普通交付税における臨時経済対策費などが措置されたことに加え、こども子育て費の創設や国の財源不足の解消に伴う臨時財政対策債の抑制などにより、現時点で現行財政計画の見込みに対して増額が見込まれています。

村債は、地方交付税の財源不足の解消により臨時財政対策債の借入限度額が減少したことで、現時点で現行財政計画の見込みに対して減額が見込まれています。

その他は、ふるさと応援寄附金が新たな収入源の一つとして確立されつつあり、現時点で現行財政計画の見込みに対して増額が見込まれています。

● 歳 出

人件費は、会計年度任用職員制度が令和2年度から導入され、令和6年度からは会計年度任用職員への勤勉手当の支給が始まるとともに、令和4年度及び同5年度の人事院勧告による職員給与の上昇の影響もあり、現時点で現行財政計画の見込みに対して、増額が見込まれています。

扶助費は、コロナ禍において低所得世帯等への給付金給付が行われたことから、一定の期間で増加したものの、現時点で現行財政計画の見込みと大きな差異はありません。

公債費は、令和2年度及び同3年度の臨時財政対策債の増大により今後の償還額に若干の増額が見込まれるものの、普通交付税により元金・利子ともに措置されることから、実質的な影響はないものと考えられます。

投資的経費は、令和2年7月に幼小中一貫校整備の方針が決定され、財源確保の取り組みが必要となったことから、公共施設等の大規模改修や村道改良などは優先度を考慮し、複数年をかけて実施するなど投資額を抑制することで、現時点で現行財政計画の見込みに対して減額が見込まれています。

繰出金は、上水道や公共下水道などのインフラ施設の長寿命化事業の開始に伴い、繰出金が増大し、現時点で現行財政計画の見込みに対して増額が見込まれています。

※企業会計への補助金（従前の繰出金）は繰出金項目に計上しています。

歳入・歳出の財源調整となる各基金からの繰入金は、コロナ禍において実施事業や各種イベントの中止や内容変更を余儀なくされた一方、各基金からの繰入額は抑制されたことにより、令和5年度末の財政調整基金の残高見込額は14億6千万円ほどで、現行財政計画と比較して、約6億円多く基金を維持できる見込みとなっています。

3 今後の財政見直しにおける大規模施設などの整備事業

今回の財政計画の見直しは、原則として見直し時点で想定できる範囲において見込額を計上していますが、事業個々の事業期間や事業費、内容などを議論するものでなく、将来的な財政リスクを総合的に最大限考慮することを目的とするものであり、各事業の実施を担保するものではありません。

● 幼小中一貫校整備事業の財政見直しの検討

【検討における条件設定】

- ・施設整備概算費用は令和3年3月策定の学校施設等個別施設計画を参考に3,000百万と設定する。
- ・その他の設計費等を300百万と設定する。
- ・施設整備に係る国庫補助金は概算費用の総額を対象とし、補助率は2分の1とする。
- ・各基金の繰入額は、村負担額の2分の1とし、残りの2分の1を起債で補完する。なお、起債は償還期間25年、利率1.0%、元金償還3年据置とする。
- ・起債の地方交付税の措置率を70%とする。

(1) 令和6年度から令和10年度まで（整備期間中）

（単位：百万円）

歳	入
国庫補助金（1/2）	1,500
基金繰入金	900
村債	900
地方交付税	2
合計	3,302

歳	出
投資的経費	3,300
公債費	8
合計	3,308

【6百万円の不足】

(2) 令和11年度から令和15年度まで（整備後）

（単位：百万円）

歳	入
国庫補助金（1/2）	0
基金繰入金	0
村債	0
地方交付税	80
合計	80

歳	出
投資的経費	0
公債費	152
合計	152

【72百万円の不足】

- 幼小中一貫校の整備にあたっては、基金の多額な繰り入れに加え、上表から10年間で78百万円の財源不足が見込まれますが、一貫校整備に伴う既存施設の不用経費が見込まれることから、収支バランスが概ね確保できるものと推測されます。
- ただし、幼小中一貫校整備については、歳出面では施設規模の検討や建設に伴う人件費高騰、原材料費の物価高の影響、また、歳入面では国庫補助金の補助対象範囲の精査などが必要であり、**今回の財政計画の見直しにはその影響を含めないものとします。**

4-① 今後の財政見通し（平成31年度当初計画時）

（単位：百万円）

歳入	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	備考
村税	1,342	1,316	1,290	1,270	1,251	1,227	1,209	1,191	1,169	1,152	
地方譲与税等	103	105	105	105	105	106	106	106	106	106	
地方交付税	106	124	137	149	167	192	215	234	257	288	
国・県支出金	417	417	417	417	417	417	417	417	417	417	
使用料・手数料	71	71	71	71	71	71	71	71	71	71	
繰入金	101	173	175	111	177	180	111	175	173	176	
繰越金	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	
財産収入	77	10	10	77	10	10	77	10	10	10	
村債	110	119	132	141	147	149	153	161	160	161	
その他	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	
合計	2,485	2,493	2,495	2,499	2,503	2,510	2,517	2,523	2,521	2,539	

（単位：百万円）

歳出	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	備考
人件費	636	636	636	636	636	636	636	636	636	636	
扶助費	137	136	137	137	137	137	137	137	137	137	
公債費	30	35	37	41	44	51	58	64	62	80	
義務的経費計	803	807	810	814	817	824	831	837	835	853	
投資的経費	409	409	409	409	409	409	409	409	409	409	
物件費	529	533	533	532	533	533	533	533	533	533	
補助費等	427	427	427	427	427	427	427	427	427	427	
繰出金	241	241	240	241	241	241	241	241	241	240	
積立金	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52	
その他	24	24	24	24	24	24	24	24	24	25	
合計	2,485	2,493	2,495	2,499	2,503	2,510	2,517	2,523	2,521	2,539	

4-② 今後の財政見通し（令和5年度見直し 但し、幼小中一貫校整備事業の影響を含まないものとする）

（単位：百万円）

歳入	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	備考
村税	1,355	1,339	1,302	1,288	1,255	1,230	1,213	1,196	1,179	1,162	国有資産所在市町村交付金が毎年17百万円程度減額
地方譲与税等	100	112	131	130	120	120	120	120	120	120	
地方交付税	121	158	311	401	459	434	451	468	485	502	村税減額に伴う基準財政収入額の減額及び臨時財政対策債縮小により増額
国・県支出金	281	706	392	408	397	328	318	318	318	318	
使用料・手数料	67	62	67	73	75	70	70	70	70	70	
繰入金	9	34	7	15	36	120	28	91	90	28	
繰越金	87	79	135	138	100	70	70	70	70	70	
財産収入	79	15	18	82	20	15	82	15	15	82	東京電力送電線線下補償収入を3年毎に計上
村債	98	134	235	73	30	12	10	10	10	10	臨時財政対策債縮小により増額
その他	88	90	98	97	98	94	94	94	94	94	
合計	2,285	2,729	2,696	2,705	2,590	2,493	2,456	2,452	2,451	2,456	

【決算】

【決算見込み→見直し】

（単位：百万円）

歳出	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	備考
人件費	594	710	709	701	730	740	747	755	762	747	人事院勧告による職員給与毎年0.1%上昇を計上
扶助費	142	138	192	156	140	135	130	125	120	115	
公債費	31	35	37	45	48	63	70	72	76	77	令和6年度以降村債の利子1.0%で積算
義務的経費計	767	883	938	902	918	938	947	952	958	939	
投資的経費	182	212	232	275	380	250	250	250	250	250	
物件費	482	397	406	435	472	473	473	473	473	473	
補助費等	407	760	455	475	430	480	430	430	430	430	※企業会計への補助金（従前の繰出金）は繰出金項目に計上
繰出金	268	281	298	345	314	296	256	257	260	259	企業会計の起債償還・経営戦略の内容を反映
積立金	81	37	200	124	26	26	70	60	50	75	
その他	19	24	28	20	30	30	30	30	30	30	
合計	2,206	2,594	2,557	2,576	2,570	2,493	2,456	2,452	2,451	2,456	

5 財政見直しにおける分析と課題

(1) 基金及び地方債残高の状況

各基金現在高は、令和2年7月に幼小中一貫校整備の方針が決定された後、公共施設等の大規模改修や村道改良などは優先度を考慮し、複数年をかけて実施するなど投資的経費をなるべく抑制することで、令和5年度末の残高見込額は財政調整基金が14億6千万円ほど、公共施設等整備事業基金が7億5千万円ほどで、現行財政計画と比較して、財政調整基金で6億円ほど、公共施設等整備事業基金で2億3千万円ほど多く基金を確保できる見込みとなっています。

財政調整基金の適正規模はその時々々の経済市場や歳入・歳出の状況などにより必要額も異なるため、金額の多寡のみで積立額が過剰または不足であると一概に言うことはできませんが、安定した財政運営のためには、自然災害などの不測の事態に対応できるよう一定程度の財政調整基金の保有は必要だと考えられており、そのうえで、本村の財政健全化法に基づき財政再生団体となる「実質赤字額」は標準財政規模の20%であることから、当該指標を財政調整基金の目安として、本村の標準財政規模（令和5年度で18億2,952万円）の20%程度に相当する3億7千万円程度は最低限確保すべき額として考えられます。

なお、幼小中一貫校の整備に向けて必要な財源を確保するため、引き続き公共施設等の整備の必要性や優先度をよく精査し、投資的経費をなるべく抑制することで各基金の残高の確保に努めてまいります。

○ 財政調整基金の年度末残高 (単位:百万円)

区分	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
現行計画	1,076	1,008	938	932	862	787	782	711	642	569
実績・見込	1,216	1,231	1,402	1,502	1,463	1,397	1,426	1,405	1,377	1,410

【決算】

【決算見込み→見直し】

○ 公共施設等整備事業基金の年度末残高 (単位:百万円)

区分	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
現行計画	720	670	620	570	520	470	420	370	320	270
実績・見込	726	714	730	743	757	729	741	732	720	734

※ 上表に幼小中一貫校整備事業の影響を含まないものとする。

(2) 公債費の状況

令和4年度決算に基づく財政健全化比率のうち、実質公債費比率は△1.0、将来負担比率は数値なし（△157.3）となっており、健全な財政運営が図られています。

国から交付される普通交付税の財源不足によって、令和2年度及び同3年度の臨時財政対策債が増大したことにより、令和6年度の償還額が6千3百万円ほどと若干の増額が見込まれるものの、普通交付税により元金・利子ともに措置されることから、実質的な影響はないものと考えられます。

村債については、世代間の負担の公平性や年度間の財政負担の平準化を図るため、有効に活用する必要がありますが、大規模施設整備事業などによって大きく増減するほか、国の臨時財政対策債の方針転換によっても変化するため、決して楽観視できるものではなく、財政の硬直化を招かないように、公債費の見通しに留意して平準化への取り組みを常に検討していきます。

なお、先述の「3 今後の財政見通しにおける大規模施設などの整備事業」の「幼小中一貫校整備事業の財政見通しの検討」の条件において、幼小中一貫校整備事業実施後の実質公債費比率などへの影響は下表のとおり予測されます。

○ 財政健全化比率の推移

区 分	H31	R 2	R 3	R 4	早期健全化 基 準	財 政 再 生 基 準	一貫校事業 実 施 後
実質公債費比率	-3.0	-2.3	-1.9	-1.0	25.0	35.0	7.9
将来負担比率	-171.5	-162.0	-147.1	-157.3	350.0		-99.3

※一貫校事業を実施した場合の数値は、令和4年度決算をベースに、実質公債費比率は施設整備から4年後、将来負担比率は施設整備直後の状況を加味して単純計算したものです。

※令和4年度決算に基づく神奈川県内の町村の平均値は、実質公債費比率（4.3）、将来負担比率（35.6）となっています。

6 目標達成に向けた取り組み

本村の今後の財政見込みですが、歳入面では国有資産等所在市町村交付金などの減少が見込まれる一方、歳出面では村道改良や橋梁修繕による普通建設事業費や臨時財政対策債の償還が始まることによる公債費などといった歳出の増加が見込まれることから、財政の硬直化が懸念されます。

全国的に公共施設等の老朽化が大きな課題となってきたことに加え、人口減少や超少子高齢化が進行する中で公共施設等の利用需要が変化していくことが予想される中、40年間を計画期間とした公共施設等総合管理計画を平成29年3月に策定し、公共施設等のライフサイクルコストと財政見通しを示していますが、今後も個々の施設ごとの課題や方向性をしっかりと見極め、また、公共施設等の全体量を含めた最適化などを進めることで、幼小中一貫校の整備などの新たな取り組みに必要な財源を確保します。

また、企業誘導や移住・定住促進施策を継続して実施し、中長期的な税収を確保するとともに、新たな収入源の一つとして確立されつつあるふるさと応援寄附金や地方創生の取り組みに対して民間企業からの寄附を募る企業版ふるさと納税の活用などの財源の確保に努めることで歳入面を補完してまいります。

村民の多様化するニーズに対応するため、既存事業の再構築をはじめ、真に必要な事業に対して適切な財源配分を行い、扶助費や補助金などの適正化を図るとともに、公営企業である簡易水道事業や公共下水道事業では、受益者の負担による独立採算の原則といった企業性をさらに発揮し、経営基盤の強化と財政マネジメントを向上させることで、収益の増加と経常的経費の削減を図り、一般会計からの繰出金（補助金）を抑制してまいります。

このような取り組みにより、令和6年度以降も概ね25億円程度の予算規模により、村を将来にわたって持続していくため、投資すべき事業などの目的や達成状況については、社会情勢の変化などを勘案したうえで十分に精査し、国庫支出金の積極的な活用や制度に則った地方交付税の充当、各種基金や村債などを適正に活用することで、安定的で健全な財政運営を継続していきます。

なお、本計画は税制度の改正や社会情勢の変化などに加え、幼小中一貫校整備などの大規模な施設整備事業の進捗及びその影響に応じ、適宜見直しを行います。

